

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>介護事業者を対象に、外国人雇用時の文化的な違いや在留資格・制度等の基礎知識のほか、外国人介護人材の受入れ事例などを基に、仕事面や生活面の具体的な支援方法などを解説等するセミナーや、実際に外国人介護人材を受け入れている事業者の視察会を実施する。</p> <p>また、外国人介護人材受入れに対する支援を行うため、介護事業者向けの外国人介護人材に関する相談窓口を設置する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業は、外国人介護人材の受入体制の構築及び支援を実施するものであり、県内の介護職・介護事業者に広くネットワークを有し、介護現場の実態や業務内容に精通するとともに、外国人介護労働者を取り巻く現状や課題等について専門的な知識及び経験を有する者でなければ実施できない。</p> <p>以上のことから、経費面での比較を前提とする競争入札には適さない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>(1) 平成 29 年 7 月に、福祉人材の育成・確保に関する連携協定を締結しており、その連携及び協力事項の中に、「外国人介護人材の活用促進に関すること」が盛り込まれている。</p> <p>(2) 中部学院大学は早くから、外国人介護人材の育成に取り組み、介護人材の育成・キャリアアップに豊富なノウハウと知見を有している。</p> <p>(3) 介護職員に求められる専門的知識やノウハウに精通している。</p> <p>(4) 臨床経験及び教育経験を有した専門知識のある職員が在籍している。</p> <p>(5) 相談業務の実施にあたっては、中立かつ公平性はもとより、効果的な指導・助言を行うことができる。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。